

機関番号：17102

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21730009

研究課題名 (和文) 「喧嘩両成敗」概念をめぐる言説に関する総合的研究

研究課題名 (英文) A total study of the discourse about 'Kenka-Ryoseibai' concept

研究代表者

河野 恵一 (コウノ ケイイチ)

九州大学・研究戦略企画室・助教

研究者番号：90380659

研究成果の概要 (和文)：本研究は、所謂「喧嘩両成敗」の考え方が、主に近代以降のさまざまな言説の中でどのように論じられてきたか解明することを目的とした。特に、背景にある学術的・社会的潮流、法意識の変遷と関連づけ、総合的に考察することを目指した。近代以降の多くの言説で「喧嘩両成敗」概念は過去の遺制として扱われている。しかし、それらを詳細に分析することで、各時代において「喧嘩両成敗」概念が論じられる文脈を明らかにし、その変遷と歴史的意義について新たな知見を得た。

研究成果の概要 (英文)：The purpose of this study is to solve how they deals with the 'Kenka-Ryoseibai' concept in various discourses from modern era of Japan. Especially, I made attentions how to be treated this concept in the academic and social stream, and change of law consciousness. In many discourses after modern Japan, 'Kenka-Ryoseibai', is treated the anachronistic concept. However, I analyzed many cases carefully, and got new knowledge about changing of this concept in each era, and about historical significance.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：日本法制史

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：基礎法学、日本法制史、喧嘩両成敗、紛争処理、日本的法意識

1. 研究開始当初の背景

これまで、中世後期から近世初期にかけての日本社会における法と国制、とりわけ喧嘩両成敗法の成立と展開に関して研究を行ってきた。通説的評価によると、闘争の両当事者を理由の如何を問わずともに処罰するという両成敗法は、中世後期の統治権力(幕府、守護、戦国大名等)によって、あらゆる私的实力行使を禁止し紛争解決を権力による裁判に委ねさせることを目的として生み出さ

れ、一般的な喧嘩処理の法として定着していた、とされている。

だが、これまでの研究において、このような評価は理論・実証両面において問題があることを明らかにした。中世後期において確かに両成敗法は制定されており、喧嘩つまり暴力事件の処理にあたりそれが適用されたとおぼしき事例も散見される。しかし、当該期においては両成敗が適用されていない事例も多数存在しており、両成敗が一般的な処理

法となったとは言い難く、上記通説的見解は両成敗法を過大評価していると言わざるを得ない。中近世移行期における法史上の変動の実態を把握するためには、当該期の暴力事件処理の具体像を可能な限り詳細に理解した上で、その中に両成敗法の成立を再定位する必要がある。

このような問題意識から、両成敗法に関する議論を、その前提となっている日本中世刑事法についての通説的理解をも含めて、実証面での子細な検証を行い全面的に再検討することを試みた。そして、当該期の暴力事件の解決は一個の権力主体のみでなし得るものではなく、様々な権力主体相互のやりとりのなかで妥協点が模索されることがむしろ一般的であったことを改めて確信するに至った。その中に両成敗法を位置づけるとするならば、当該期におけるある特定の状況において一定程度の影響を持ったひとつの法規範、という理解が妥当であると考えられる。

以上のような成果を踏まえて申請者が次に関心を持っているのは、前近代社会においてすらさほどの普遍的効力を必ずしも有していなかった両成敗法が、近代以降なぜ注目され、ことある毎に言及されてきたのか、という点である。近代以降、両成敗について初めて本格的に論じた三浦周行の研究は、西洋近代法概念からすれば理不尽極まりない両成敗の考え方が、明治以来の西洋近代法継受の後にも依然として一定の効力を有し続けているのはなぜか、という問題意識からなされたものであった。そして、その後の学術研究においては、同時代的な関心から一定程度距離を置き、前近代社会に存在した制度としての両成敗法そのものに関する探求がなされることとなった。

そのいっぽうで、学術研究としてのみならず、広く一般の人々を対象としたさまざまな言説において、両成敗観念は前近代以来の「日本的」な考え方として多くの場合否定的な文脈で言及されてきている。

だが、前近代に存在した制度としての両成敗法あるいは両成敗観念と、現在も残存するといわれる両成敗観念とを、無前提に同一のもののみならずすることは妥当ではない。言うまでもなく、ある言説においてなされる歴史的事実の解釈や意味づけは、その言説が生み出された当時の学界における潮流や社会情勢等の影響を受けざるを得ず、従ってこれまで一貫して両成敗といわれてきたものの内実も、その都度異なっているのではないかと考えられるからである。

本研究においては、近代以降、両成敗の考え方がどのような学術的・社会的背景のもとで論じられてきたのかについて、特に法意識に関する議論の変遷と関連づけて明らかにすることにより、現代において両成敗が論じ

られることの意味について総合的に考察することを旨とする。

2. 研究の目的

上記のような関心に基づき、両成敗あるいは両成敗法に関する画期的な研究成果の学説史的・社会的文脈を解明する。具体的には以下のことを行う。

- ①ある研究成果が公表される時期における法学界における議論、特に両成敗観念と関係が深いと思われる法意識及び刑事法関係に関する学界内での論争等を詳細に後付けし、その時々々の両成敗観念に与えた影響を探る。
- ②社会情勢、特に両成敗に言及されている新聞・雑誌記事を博捜・整理して、両成敗観念が社会的にどのように理解されてきたかを明らかにし、それらが両成敗研究に与えた影響を探る。

従来の両成敗法研究においては、研究が深められるにつれ、学術的な意味での両成敗に関する議論と、社会一般での両成敗に関する言及との間にギャップが生じている。だが、このことが論者によって明確に意識されることはなく、両成敗という同じ主題を扱っているものとしてそれぞれに議論が進められることが普通である。このことについて深く立ち入って議論した研究成果は管見の限り存在しない。結果として、前近代に存在した制度としての両成敗と現在残存すると言われる両成敗観念の関係についての知見が深まることはなく、両者の溝はますます広がっていくように思われる。

多くの言説で「前近代の遺制」「不条理な制度」であるとして切り捨てられることが多い両成敗観念であるが、現代においてしばしば言及されているという事実自体、この観念が現在も含めた人々の法意識を探るための素材として有効であることを物語っている。本研究を進めることにより、人々の法や紛争に対する意識をより深く洞察するためのきっかけとなることが期待される。

3. 研究の方法

第一に、両成敗に関する学術的な成果の背景となった学界における議論及び社会情勢を明らかにするため、関連する論考を博捜するとともに、必要に応じて関連する判例についても収集を行う。

第二に、両成敗に関する一般的な言説がどのような脈絡で生まれたのかを明らかにするため、新聞・雑誌類から関連する言説を収集する。収集した資料は電子データベースとして整理するとともに、これを活用して考察を行う。

【平成 21 年度】

必要な資料の収集・整理を行い、データベ

ースを作成する。法学分野全般、とりわけ法意識・紛争処理・刑事法学等、両成敗に深く関わると思われる分野を中心に、関連する論争に関わる文献、法令及び判例等を収集する。また両成敗に関する一般的な言説につき、過去の新聞・雑誌等を検索して該当記事の抽出・整理を行い、整理する。そして、これらの情報を基に電子データベースを構築する。資料の整理及びデータのコンピュータへのデータ入力には研究補助者を雇用し従事させる。これらの作業のため、必要に応じて国立国会図書館等の資料収蔵機関に赴き、資料の閲覧を行うとともに、同領域の研究者との交流を図り、情報交換を行う。

また、データベース構築・運営のノウハウを取得するため、他の様々な領域で公開されているデータベースにアクセスしてそれらを研究することに加え、法学関係データベース構築・運用の実績がある個人研究者・研究機関と積極的に交流し、情報交換を行う。

さらに、法制史関連・法学・紛争処理研究関連の文献を入手し、これらの分野に関する広い知見を身につけ、本研究に厳密性と広がりを持たせるよう努める。

【平成 22 年度】

平成 21 年度に収集しきれなかった資料を引き続き調査し、データベースを拡充する。なお、記事の検索、整理及びデータ入力は研究補助者を雇用し従事させる。

必要に応じて資料収蔵機関に赴き調査を行うとともに、他の研究者との意見交換を行い、研究に生かす。研究内容の拡充のために関連する文献も引き続き収集する。

さらに、以上の成果をもとに、両成敗に関する成果と、その学説史的・社会的背景とを関連づけて考察を行い、その成果を研究会・学会報告にて随時公表する。最後に、ここまで得られた知見を総合的にまとめた論考を公表し、本研究の成果を学界に問う。

【遂行上の具体的工夫】

新聞・雑誌等記事における調査について、近代以降の全ての新聞・雑誌記事を対象に検索を行うことは非効率であるため、検索の対象とする記事は、両成敗に関する画期的な成果が生み出された前後 5 年間に限定する。本研究の意図から考えてこれである程度の成果を上げることが可能であると考え。また、資料に関する知識が豊富な資料収蔵機関の教職員、あるいは他の研究者と情報交換を行い、資料の検索を効率的に行い得るよう工夫する。

データベース作成にあたっては、様々な領域の既存のデータベースを広く検討しつつ、データベース作成経験者と意見交換し、作業及び活用方法等のノウハウを得る。個人レベ

ルで可能な作業の中で最大限の効果を得るべく、効率的な作業のための綿密なシステム設計と作業方法の策定を行う。また、当該データベースは、学界全体の共有財産とすべく、インターネット上で広く公開することを前提として構築するが、作成途中の時点においてもその内容をインターネット上で随時公表し、他の研究者からの意見を常時募ることで、その内容の拡充を図る。なお、商業出版物の内容をもとにしたデータベースをインターネット上に公開する場合、著作権上の問題が生じる可能性がある。これに対しては著作権者に対して随時確認を取り、その承諾を得た上でデータベースに収録することとしたい。

さらに、法制史分野に限らず、法学研究全般、あるいは紛争処理学関連の研究会・学会等に積極的に参加し、他の研究者との交流を行うことで、本研究の厳密性・意義・方向性を常に自己点検し、少しでも精度の高い成果が得られるよう不断に努力する。

4. 研究成果

【平成 21 年度】

法学分野全般、とりわけ法制史、法意識・紛争処理・刑事法学等、両成敗に深く関わると思われる分野を中心に、「喧嘩両成敗」に言及した文献を博搜して、関連する記述を抜き出し、電子情報（テキストデータ）として随時蓄積した。これらの情報を基に、当該記述の出典や刊行時期、各記述の相関関係等をまとめた電子データベースの構築に向け、他の様々な領域で公開されているデータベースにアクセスしてそれらを研究する等、システムの設計等について検討を行った。

また、法制史関連・法学・紛争処理研究関連の文献を入手、検討してこれらの分野に関する広い知見を身につけ、本研究に厳密性と広がりを持たせるよう努めるとともに、喧嘩両成敗に関する研究実績のある研究者と意見交換を行い、研究の方向性や進め方等について示唆を得た。

【平成 22 年度】

前年度に収集しきれなかった者を中心に、必要な資料の収集・整理を行うとともに、データベースの拡充を中心に作業を行った。対象としては法学分野全般に加え、日常的に「喧嘩両成敗」的状況が発生していると思われる学校現場の紛争に着目してこれに関する文献の収集を行い、事例を集積した。また、法学のみにとどまらず、教育学分野も含めた幅広い分野の文献を検討し、本テーマに関する知識を深めた。さらに、集積したデータを踏まえて分析を加え、「喧嘩両成敗」観念がどのような文脈で用いられているかについて考察を行った。

以上の研究活動の結果、「喧嘩両成敗」観念が各時代においてどのように論じられてきたのかについてその変遷と歴史的意義に関する新たな知見を得ることにつながった。本研究の手法及び得られた成果は研究史上他に例のないものであり、その成果についてとりまとめ、近日中に公表したいと考えている。

5. 主な発表論文等
特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河野 恵一 (コウノ ケイイチ)
九州大学・研究戦略企画室・助教
研究者番号：90380659

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：